

市民福祉の向上と市政の発展のため

塩尻市議会基本条例制定！

「議会基本条例とは？」
議会基本条例とは、その名の通り「議会の基本的な事項」を条例（市の法律）として定めるものです。
簡単に言うと「議会は、市と市民のために、この条例に沿った活動・運営をしていきます」と市民に約束をすることです。

議会基本条例が制定されました

12月定例会での制定を目指して検討を進めてきた「塩尻市議会基本条例」が、定例会最終日に提出され、可決・制定されました。今後はこの条例に沿って議会活動を行っていくことになりました。

議会基本条例の主なポイント

- 一、市民との意見交換の場の設置
市民、地域、市民団体等との多様な意見交換の場を設け、政策提案の強化に努めなければならない。（第7条2）
- 二、請願者、陳情者自らが意見を述べられる場の設置
請願者または陳情者の意向に応じて意見を聴く機会を設けなければならない。（第7条4）
- 三、議会報告会の開催
市民に対する議会報告会を年1回以上開催し、市民の意見を議会の活動に反映するものとする。（第10条）
- 四、財政の監視機能の強化
議会は、市長等から予算執行状況について報告を求めるところができる。（第13条）
- 五、推進組織の設置
本条例の目的を達成するため、具体的な運用に関して、推進する組織を設置する。（第19条）

議会基本条例は、議会のルールを条例化することによって、市民福祉の向上及び市政の発展に寄与することを目的としています。

いま、地方分権の時代にあつて、自治体の権限及び財源がより拡大されるなかで、議会も時代の変化に対応していく必要性が高まっています。塩尻市議会は今回制定した

基本条例を基に、上記の主なポイントを中心に条例の目的を達成できるように、推進組織が中心になつて議会の活性化に取り組み予定です。

最後に、この塩尻市議会基本条例の制定は、これまでの塩尻市議会が取り組んできた議会改革をより発展させ形にしたものです。なによりも、市民の声を反映し、市民の視線で市長や行政側をチェックできる議会であり続けるためにも、市民のみなさんが市政への関心を高められるよう、わかりやすい情報提供を行い、市政に参加しやすい環境を整えます。



議会基本条例制定までの経過

議会基本条例については平成21年7月から議会改革等研究委員会において、7回にわたり議論され、さらに22年3月に、議会基本条例特別委員会を設置し、議会基本条例制定に向けて、延べ16回委員会を開催し、議論を重ね条例を作成してまいりました。

特に、条例案の作成に当たっては、特別委員会において委員の考えや思いを条例に盛り込むため、一から議会のあり方について議論をすると同時に、議員全員協議会などで各議員の意見や考えを聞く場を設けました。議会と市民並びに市長との関係について、議員同士の自由な意見交換や議論をおこない、それらを踏まえ、条例案の作成に至りました。



議論を重ねた議会基本条例特別委員会